

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No.266号 2013.04.04

発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局

連絡先:航空労組連絡会事務局

〒144-0043 大田区羽田5-11-4

フェニックスビル内

TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819

<http://www.jalkaikotekkai.co>

「励ます会」の方々から 届いた怒りのメッセージです

2010年12月31日に165名が整理解雇されて以来、今まで多くの方々に応援して頂いています。解雇が強行された翌年には、著名人7名が呼びかけ人となり、「日本航空による不当解雇者を励ます会」ができました。弁護士・文学学者・医者・大学教授・芸術家、その他多くの各界の著名人が「励ます会」に賛同し参加して下さっています。ここでは東京地裁の判決後に多く会員の方から寄せられたコメント中から、その一部紹介致します。

励ます会の呼びかけ人

伊藤真（伊藤塾塾長 弁護士）

奥平康弘（憲法学者・東大名誉教授）

品川正治（国際開発センター会長）

宮里邦雄（弁護士 日本労働弁護団会長）

江尻美穂子（津田塾大学名誉教授）

故坂本福子（弁護士）

醍醐聰（財務会計 東大名誉教授）

萬井隆令（労働法学者 龍谷大学教授）

50音順 敬称略(肩書きは当時)

空の安全は労働者にかかっています。労働者を軽視することは空の安全を軽視することに他なりません。十分な人員と十分な待遇を！！そのためには解雇撤回を！

渥美玲子（弁護士）

理不尽な不当解雇の訴訟に対して、理不尽な地裁判決が言い渡され、不当解雇者への人権侵害だけでなく、乗客の命の安全も損なわれようとしていることに大きな怒りと不安を感じています。

星埜惇（福島大名誉教授）

はじめに人員削減があり、それが不動の目標であるとする両判決の考え方は、資本追随の思考停止である。司法判断の放棄と言つてよい。二審で覆ることでしょう。西嶋勝彦（弁護士）



判決を読むと「解雇のための解雇」であったことが、より浮き彫りに感じられました。

松野迅（バイオリニスト）

多くの企業で経営破綻を人員整理等、働く人々に負担を押し付けていることに疑問と怒りを感じます。JALの皆さん、頑張って下さい。

石川文洋（報道写真家）

常識では考えられない判決です。オーナーの「解雇の必要はなかった」と言ったことで不当性は明らかです。この解雇はみせしめです。組合を弱体化して「合理化」を一方的に押し付けるためのものでしかありません。こんな例は世界中にいまだかつてないのではないですか。労働者を理由もなく解雇して、生活を破壊させて平然としている経営者と、そのことを全く理解できない非人間的な裁判官に怒りを覚えます。

山崎恭男（座間小児科院長）

ILO の勧告をふまえて、民主主義的に解決交渉を希望する。特に人命を預かる航空機の日航経営者は、単なる人減らし、合理化のみを望むのであれば、それは大間違い！後々まで悔やむことがあると思う。杉山秀子（駒沢大教授）



第一に日航の経営破綻は政府の航空行政と会社の放漫經營によることは明らかなのに、会社は解雇回避の努力もせずに、その責任を労働者に押し付けることは全く不当なことだと思います。また、整理解雇者には労働組合の活動家が多数含まれているとのこと、これは組合攻撃以外の何ものでもありません。日航の不当解雇を容認した東京地裁の判決は憲法の精神に照らしても決して、公正なものとはいえないと思います。

中森伸（第一美術協会会員・日本美術会会員）

会社にモノをいう人間を排除すると会社は現場のこと がわからなくなる。会社に従順、アゲツラウ、こんな集団 では空の安全は守れない。『夜行バス』のような大惨事が 起こるであろう。「整理解雇」のルールを踏みにじって暴 走する司法当局、まさに犯罪装置である。民主主義を守る 共同で彼らの動きを封じたい。

渡辺勝義（詩人）



当面の主な取り組み

4月11日 JAL本社前宣伝行動 17:00～18:00

4月19日 銀座デモ行進（原告団主催） 18:00～19:15

（日比谷公園中幸門出発）

4月24日 全国一斉行動（大阪26日・福岡25日）

5月9日 JAL本社前宣伝行動 17:00～18:00

5月23日 東京高裁控訴審（パイロット）第3回口頭弁論
第24部民事部 14：30～ 101号法廷

5月31日 東京高裁控訴審（客室乗務員）第3回口頭弁論
第5民事部 14：30～ 101号法廷